

# 私の育休報告

不安なときほど流れに身を任せてみるのも○(マル)

女性会員 (61期)

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、6か月分(多胎出産の場合は8か月分)の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、下記のいずれかをテーマとして、400字程度の報告書を提出することが義務付けられています。

記

- (1) 弁護士業務と育児の両立のために工夫したこと。
- (2) 出産又は育児休業から業務に復帰する際に工夫したこと。
- (3) 子育てに従事する弁護士へのメッセージ
- (4) 子育てに従事する弁護士を雇用する弁護士又は弁護士法人へのメッセージ
- (5) その他育児支援に関連する事項

育休期間中の過ごし方や業務復帰に際しての工夫については、あまり聞く機会がないのが実情と思います。そこで、本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

## 【育児期間中の一般会費免除申請実績】

平成27年度：163名(男性：113名、女性：50名)

平成28年度：146名(男性：102名、女性：44名)

平成29年度：136名(男性：81名、女性：55名)

第2子が生後9か月になったタイミングで本格的に仕事に復帰しました。

我が家の場合は、夫は単身赴任、私の実家には頼れない、下の子は保育園に入れる見込みなし、仮に入園できても上の子の保育園とは別という状況だったので、仕事は続けたいものの、そもそも復帰できるのか、仕事と育児の両立はできるのか、不安材料をあげればキリがないほどでした。

それでも復帰できたのは、ひとえに所属する事務所の先生方の御理解と温かい応援があったからこそです。復帰前に全ての不安を解消しようと思わず、困ったことが起きたらその都度検討すればよい、という先生方のアドバイスに、復帰へ向けて背中を押してもらえました。そうでなければ、一向に不安は解消されず、復帰のタイミングを逸していたかもしれません。

仕事と育児+家事の両立のための工夫としては、月並みですが、家事は可能な限り前日夜のうちに終わらせる、家のことに関しては完璧を求めない(多少散らかっていても目をつむる!)、頼れるものは遠慮なく頼る(義理の実家の多大なるサポートを得ています)、毎日の家事や作業をルーティン化し「無」でこなす、というようにしています。

より多くの経験を積むため、もっと仕事に時間を割きたいと思うことは多々あります。しかし、子育ては一時ですし、仕事は細くても長く続ける方が大事なので、焦らない、自分を追い込みすぎない、と言い聞かせています。

復帰へ踏み出すとき、仕事と育児の両立ができるか未知数だったとき、将来への焦りが出てしまうとき、こういった不安なときほど自然体で流れに身を任せてみる、ということが自分なりの対処法の一つといえそうです。 ■